

I D E C 株 式 会 社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：IDEC株式会社
(<http://jp.idec.com>)
- (2) 所属部会：関西電気機器部会第2分科会
- (3) 資 本 金：100億5,660万円
従業員数：連結2,222名（2016年3月末日）
- (4) 事業内容
制御機器製品、制御装置及びFAシステム製品、制御用周辺機器製品、防爆・防災関連機器製品、その他の電気機械器具の製造及び販売
- (5) 主な営業品目
【機器製品事業】非常停止用押ボタンスイッチ、イネーブルスイッチ、安全スイッチ、端子台、リレー、表示灯等
【電子製品事業】コントローラ、プログラマブル表示器、電源、センサ等
【防爆事業】防爆LED照明器具、バリア・検出機器、表示器（耐圧防爆構造）等
【LED事業】産業用LED照明ユニット、植物育成用LED照明ユニット、LEDデバイス等
【Auto-ID事業】バーコードリーダ、レーザマーキングシステム、バーコード検証機等
【環境エネルギー事業】太陽光発電用電力マネジメントシステム、パワーコンディショナ等
その他、世界で注目され幅広い分野での応用が期待されている「ウルトラファインバブル」技術にも注力しており、超微細気泡発生装置（ultrafineGalf）等の製造及び販売を行っています。
- (6) 経営理念：1. IDECは、ここに働く人達のためにあり、その豊かな生活の向上と働きがい生きがいを生み出さなければならない。 2.

企業の成長、発展はそのためにあり、利潤の追求はその手段としてもっとも重要である。 3. 各自の仕事の役割は違って、心をつ一つにして、共通の目的の達成に努めなければならない。 4. ガラス張り経営を貫き、相互信頼を高め、成果の公正な配分をはからなければならない。 5. 社会に貢献することを常に考え、製品に誇りを持ち、常に優れた製品を供給するとともに、奉仕と感謝の気持ちを決して忘れてはならない。

(7) CIマーク

2005年11月、創業60周年を節目に、当社とグループ会社の冠を「和泉電気」から「IDEC」に統一、併せて「コーポレートシンボル」も変更しました。



(8) 本社／技術研究センター

新製品開発の中核として研究・開発・生産テクノロジーの有機的な融合と、社員相互コミュニケーションの活性化および部門・組織を超えた連携強化を通じたシナジー創出を加速させるため、2013年3月、大阪市淀川区に新たな本社／技術研究センターが完成し、4月から業務を開始しています。



2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

当社の知的財産部門は、技術戦略本部の国際標準化・知財推進センターに属しており、「知財戦略グループ」と称しています。

(2) 構成及び人員

知財戦略グループは本社／技術研究センターを拠点とし、国内外出願、中間手続き、調査、係争等の知財業務全般を担っています。現在は計4名で少数知財ならではのメリットを最大限に生かした枠にとらわれない柔軟な姿勢で、IDECグループ全体の知財を統括しています。

(3) 沿革

当社の知的財産部門は全社的な組織変更とともに所属や名称が改変されてきましたが、2010年度から、それまで同じ所属であった法務部門と分離し、研究開発戦略・標準化戦略と密接に連携した知財戦略の立案及び推進を使命とした「知財戦略グループ」となり、現在に至っています。

3. わが社の知的財産活動

(1) 知財管理

事業のグローバル化に伴い外国出願の比率が高まり、限られた予算内でより効果的な知的財産活動を行うことが求められる中、外国出願対応時のみならず年金管理や審査請求管理においても社内回議システムを構築し運用することで、事業に直結した意見をタイムリーに各部署から聴取し、より適切な知財管理が行える仕組みを整えています。

(2) 国際標準化と知的財産戦略

当社では国際標準化などを利用して最適なバランスでオープン（公開）とクローズ（秘匿）をコントロールすることで市場を創出し、シェア拡大することが国際競争を勝ち抜くために不可欠との考えに基づき、「安全」や「ファインバブル」に関するISO・IEC等の技術委員会に

日本を代表して参画し、国際規格創造に取り組んでいます。同時に知財戦略グループにおいても、国際標準づくりを念頭に集中的、戦略的な特許出願を推進しています。

(3) 模倣品対策

中国や台湾等で出回っている模倣品やインターネット上での知的財産権侵害に対し、迅速かつ積極的な法的対応・権利行使を行っています。当社は顧客の財産や生命を守る安全製品等を取り扱っておりますが、粗悪な模倣品により緊急時に機能しなかった場合、顧客の財産や生命に損害を与えることになりかねません。そのため、模倣品対策については自社の利益を守ることのみならず、顧客安全の一環として重点的かつ継続的に取り組んでいます。

(4) 発明補償金制度

事業に貢献する優秀な発明を奨励するためのインセンティブ効果と特許法への対応を目的として、「出願補償」、「登録補償」の他に「採用追加補償」（出願件数20件ごとに支給）や、実施により業績面で多大な利益がもたらされた発明考案に対して支給される「実績補償」などの補償金制度を設けています。

4. 今後の計画

当社が取得した特許の中から付加価値の高いものについて、ステークホルダーへウェブサイトを通じて紹介するなど、IDECファン獲得に向けた取り組みを行う予定です。また社内においては、競合他社の特許出願動向を多角的に分析する取り組みに加えて、様々な技術革新の動向にも注目しながら注力技術の見える化を行い、当社の経営戦略や事業戦略に影響を与えるような経営に資する知財情報を発信していく予定です。

(原稿受領日 2016年5月31日)